令和８年 10 月 30 日
建築政策課

高岡市大雨被災宅地土砂等撤去支援事業

令和８年８月 27 日からの大雨により被害を受けた宅地の土砂等を撤去するものについて、次のとおり補助します。

１.対象者

令和８年８月 27 日からの大雨で被害を受けた宅地（被害を受けたとき住宅の用に供されていたもの）の所有者等で、り災証明を受けたもの。または市長が認めるもの

２.対象用途

- 戸建住宅 、アパート、兼用住宅の住宅部分（店舗、事務所棟との兼用住宅など)、個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋
- 対象外用途・・・住宅となる家屋がない倉庫・納屋、住宅以外の用途

３.補助対象工事

宅地から土砂等を撤去し、処分するための費用

（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）

４.補助対象金額

工事費の 10/10　（ただし、作業区分等の単価に上限があります。）

区分	単位	上限単価（円）税抜き
積込運搬（機械）	１立法メートル（㎥）	２６，０００
積込運搬（人力）		２８，０００
積込運搬（人力＋小運搬）		３０，０００
積込運搬（機械＋人力＋小運搬）		３７，０００
重機の運搬（往復）	１回	６０，０００
土砂等の処分	１ｔ	２４，０００

５.補助金申請

工事後の申請となり、**必要な書類は申請書に記載**のとおりです。

６.その他

・申請期限　令和９年(2027 年）１月 29 日（金）
・申請は、１敷地につき１回限り

【相談・申請窓口】

高岡市役所６階　都市創造部　建築政策課
電話：0766-20-1429（平日 8：30～17：15）　FAX：0766-20-1477
メール：kentiku@city.takaoka.lg.jp